

議案第48号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月15日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画審議会委員の項の次に次のように加える。

新庁舎整備推進委員会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円
プロポーザル審査会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円

同表環境審議会委員の項を次のように改める。

環境審議会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円

同表ごみ問題検討委員会委員の項の次に次のように加える。

地球温暖化対策検討委員会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円

同表子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

教育・保育施設等設置及び運営法人選考委員会委員	同 6,400円
-------------------------	----------

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。